

小規模事業持続化補助金＜台風激甚災害対策型＞PR用チラシ

- あらまし：台風10号による甚大な被害により、顧客や販路の喪失という状況に直面した小規模企業者が経営計画を作成し販路開拓に取り組む費用を助成します。商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成してください。
- 補助対象者：北海道南富良野町、岩手県宮古市、久慈市、岩泉町に所在する、台風10号の影響を受けた小規模事業者

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

- 補助上限と補助率：補助上限額は100万円です。

※補助対象経費150万円の支出の場合、その2／3の100万円を補助します。

- 補助対象：「機械等設置費」「店舗移転費用」「車両購入費」など（※営業車両、軽トラック、キッチンカーなどで、乗用車は不可となります。）（※中古品も可です。）購入するモノの見積書を提出してください。

- 受付期間：第一次受付締切（早期執行分）：平成28年12月2日（金）【締切日当日消印有効】

※平成28年8月31日に遡及適用可能

第二次受付締切：平成29年1月27日（金）【締切日当日消印有効】

注意その1：本補助金の支援対象は、上記台風の影響を受けた小規模事業者の販路開拓等の取り組み等であり、被災した事業用資産の単なる復旧・買い替え費用に対する補助ではありません。

例）計画書に「被災により冷蔵庫が冠水、営業再開のため新たに冷蔵庫を買い換えることとした。」

➡「×」これダメ！

これを計画書用に記載すると、

「仕入のロス率を減らし、在庫の鮮度管理を徹底することとし、そのため電力消費料15%カット、容量30%増の冷蔵庫を購入することで、新たなメニュー提案が可能になり、通常客単価@3,000円を@4,000円に上げた満足度の高い商品提案が出来、売上高についても現在より10%増の月商60万円が可能となる。」

➡「○」これだと望ましい！

以上のように、被災の状況を正直に記載するのではなく、計画書用に売上を上げる、販路階層を広げるという視点に立って記載することが記載のポイントです。

注意その2：「計画書を書けないので商工会議所で書いてほしい。」との依頼は勘弁ください。「最低限何を設備したのか、したいのか？」を箇条書き、メモ書きでも書いてください。

注意その3：「罹災証明書」が「被災の状況がわかる写真」を提出してください。

注意その4：間接被害の方は「取引先が被災したことにより、被災前に比べ被災後10%以上ダウンしている。」「購買客数が10%以上減った。」と記載欄に書いてください。

注意その5：機械等の修理費用は対象外となります、店舗等の修繕費用は「集客を上げるための店舗内改装」と標記変えすれば対処となりますので、個別の案件は商工会議所に問い合わせください。

◆公募要領は、日本商工会議所特設ホームページからダウンロードするか、経営支援課でUSBメモリ、CD-R等を持参の上コピーしてください。もちろんメール送信も可です。